

加茂市指定給水装置工事事業者 各位

加茂市水道局長 樋口敏晴

水道法の一部改正に伴う  
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されました。  
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5 年間**となることから、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。  
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なります。該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

## 1 有効期間及び更新の申請期間

更新手続きについては、**水道局より事前に郵送にて通知**します。通知時期は、指定の有効期限の 3～4 か月前を予定しています。なお、**有効期間内に更新手続きをしなかった場合、失効となります**のでご留意願います。

加茂市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日 ～ 令和 2 年 9 月 29 日の 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 15 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日 ～ 令和 3 年 9 月 29 日の 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日 ～ 令和 4 年 9 月 29 日の 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日 ～ 令和 5 年 9 月 29 日の 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日 ～ 令和 元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日 ～ 令和 6 年 9 月 29 日の 5 年間

## 2 更新時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第 25 条の 2 を準用）

※ 様式は加茂市水道局ホームページに掲載しています。

- (1) 様式第一号（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第二号（欠格条件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

## 3 別途に確認する項目

指定更新申請時に、講習会の受講証等の確認を行う予定としています。詳細については、後日ホームページ等でお知らせします。

## 4 新規および更新に係る指定手数料（加茂市給水条例第 3 1 条による）

3, 0 0 0 円

## 【お問い合わせ先】

加茂市水道局管理係

電話：0256-52-0080 内線 246

Email：suido@city.kamo.niigata.jp